



# 個人県民税

県内にお住まいの皆さんから所得金額などに応じて広く負担していただく税金です。

## 納める人

- 毎年1月1日（賦課期日）現在県内に住所がある人……………均等割と所得割  
（注）上記の人で、住所を有する市町村以外の市町村に事務所・事業所・家屋敷がある人は、市町村ごとに均等割がかかります。
- 毎年1月1日現在県内に住所はないが、事務所・事業所・家屋敷がある人……………均等割

## 納める額

- 均等割……………年額2,000円（豊かな森づくり協働税500円が加算されています。）  
※平成26年度から令和5年度までの間、防災・減災施策の財源とするため、税額が500円引き上げられています。（東日本大震災を教訓として、鳥取県で実施する緊急防災・減災事業の財源として用いるものです。）
- 所得割……………次の計算で算出した額

$$\underbrace{\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{前年の総所得金額等} \\ \hline \text{の合計額} \\ \hline \end{array} \right) - \begin{array}{|c|} \hline \text{所得控除額} \\ \hline \end{array}}_{\text{課税所得金額}} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税 率} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{税額控除} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{税 額} \\ \hline \end{array}$$

(4%)

（注）1 所得金額とは、収入金額から必要経費等（給与所得控除を含む。）を控除した金額をいいます。

- 必要経費とは、収入を得るために直接要した経費で、売上原価、人件費、外注工賃等をいいます。（原則として事業所得者のかたに適用されます。）
- 給与所得控除とは、サラリーマンのかたの給与等の額（収入金額）から必要経費相当額として控除されるもので、最低55万円です。

（例）〈令和5年度適用〉

（単位：万円）

給与等の額	給与所得控除額	給与所得金額
100	55	45
300	98	202
500	144	356
700	180	520

- 退職所得については、通常、他の所得と区分して退職所得に係る税額表により算出した税額となります。
- 土地などの譲渡による譲渡所得については、他の所得と区分して税額が計算されます。



# 所得控除 (令和5年度適用)

項目	控除額																				
雑損控除	次のいずれか多い金額 ① (損失の金額－保険金等により補てんされた額)－(総所得金額等×1/10) ② (災害関連支出の金額－保険金等により補てんされた額)－5万円																				
医療費控除	① (医療費－保険金等により補てんされた額)－{(総所得金額等× $\frac{5}{100}$ )又は10万円のいずれか低い額} 控除限度額200万円 ② (支払った特定一般用医薬品等購入費の額－保険金等で補てんされる額)－1万2千円 控除限度額8万8千円 ①又は②のいずれか																				
社会保険料控除	支払った額																				
小規模企業共済等掛金控除	支払った額																				
生命保険料控除	(1) 旧契約 (平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る控除額 (合計適用限度額7万円)) 前年中に支払った一般生命保険料、個人年金保険料について、それぞれ次の算式を適用して算出した額の合計額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～15,000円まで</td> <td>支払った保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超～40,000円まで</td> <td>支払った保険料の金額の合計額×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超～70,000円まで</td> <td>支払った保険料の金額の合計額×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table> (2) 新契約 (平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に係る控除額 (合計適用限度額7万円)) 前年中に支払った一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料について、それぞれ次の算式を適用した額の合計額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～12,000円まで</td> <td>支払った保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超～32,000円まで</td> <td>支払った保険料の金額の合計額×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超～56,000円まで</td> <td>支払った保険料の金額の合計額×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table> (3) 一般生命保険料、個人年金保険料について、新契約・旧契約双方の保険料控除の適用を受ける場合の控除額 (合計適用限度額7万円) (1) (2) の支払った保険料の区分に応じた控除額の合計額。ただし、それぞれの限度額を2万8千円とする。	支払った保険料	控除額	～15,000円まで	支払った保険料の全額	15,000円超～40,000円まで	支払った保険料の金額の合計額×1/2+7,500円	40,000円超～70,000円まで	支払った保険料の金額の合計額×1/4+17,500円	70,000円超	35,000円	支払った保険料	控除額	～12,000円まで	支払った保険料の全額	12,000円超～32,000円まで	支払った保険料の金額の合計額×1/2+6,000円	32,000円超～56,000円まで	支払った保険料の金額の合計額×1/4+14,000円	56,000円超	28,000円
支払った保険料	控除額																				
～15,000円まで	支払った保険料の全額																				
15,000円超～40,000円まで	支払った保険料の金額の合計額×1/2+7,500円																				
40,000円超～70,000円まで	支払った保険料の金額の合計額×1/4+17,500円																				
70,000円超	35,000円																				
支払った保険料	控除額																				
～12,000円まで	支払った保険料の全額																				
12,000円超～32,000円まで	支払った保険料の金額の合計額×1/2+6,000円																				
32,000円超～56,000円まで	支払った保険料の金額の合計額×1/4+14,000円																				
56,000円超	28,000円																				
地震保険料控除	支払った地震保険料の2分の1 (控除限度額2万5千円) <経過措置> 平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については、従前どおり損害保険料控除 (控除限度額1万円) が適用できますが、地震保険料控除とともに適用する場合には、地震保険料控除とあわせて限度額は2万5千円となります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った長期損害保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～5,000円まで</td> <td>支払った保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>5,000円超～15,000円まで</td> <td>支払った保険料の金額の合計額×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円超</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支払った長期損害保険料	控除額	～5,000円まで	支払った保険料の全額	5,000円超～15,000円まで	支払った保険料の金額の合計額×1/2+2,500円	15,000円超	10,000円												
支払った長期損害保険料	控除額																				
～5,000円まで	支払った保険料の全額																				
5,000円超～15,000円まで	支払った保険料の金額の合計額×1/2+2,500円																				
15,000円超	10,000円																				
障害者控除	26万円 (特別障害者は30万円、同居特別障害者は53万円)																				
ひとり親控除	30万円 (合計所得金額が500万円以下の人に適用)																				
寡婦控除	26万円 (ひとり親控除の対象とならない寡婦で合計所得金額が500万円以下の人に適用)																				
勤労学生控除	26万円 (勤労学生で合計所得金額が65万円以下で、しかも自己の勤労によらない所得が10万円以下の人に適用)																				
配偶者控除	最高33万円 (70歳以上の配偶者は最高38万円) (控除額は納税義務者 (扶養する人) の合計所得金額が900万円超で逡減を開始し、1,000万円超で消失します。)																				
配偶者特別控除	最高33万円 (控除額は納税義務者 (扶養する人) の合計所得金額が900万円超で逡減を開始し、1,000万円超で消失します。また、配偶者に所得がある場合には、その合計所得金額に応じて控除額の調整を行います。)																				
扶養控除	控除対象扶養親族 (扶養親族のうち16歳以上の人) 1人につき33万円 (19歳～22歳の場合は45万円、70歳以上の場合は38万円) (同居の直系尊属で70歳以上の場合は45万円)																				
基礎控除	最高43万円 (控除額は合計所得金額が2,400万円超で逡減を開始し、2,500万円超で消失します。)																				

- (注) 1. 配偶者控除は、同一生計の配偶者の合計所得金額が38万円以下であるときに適用されます。  
 2. 障害者控除は、扶養親族が16歳未満である場合にも適用されます。  
 3. 扶養控除は、同一生計の親族等の合計所得金額が38万円以下であるときなどに適用されます。  
 4. 所得控除の適用対象であるかどうかの判定は、前年の12月31日 (前年の途中でその者が死亡したときには、その死亡日) の現況によります。

## 寄附金税額控除（適用下限額2千円）

- 控除額は（①又は②のいずれか低い金額－2千円）×4％
  - ①「地方公共団体に対する寄附金」、「住所地の共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金」、その他、「所得税において寄附金控除の対象となる寄附金で、県内に事業所等がある公益法人等に対する寄附金」等の合計額
  - ②年間の総所得金額等の30％
- 地方公共団体に対する寄附金（ふるさと納税）のうち、適用下限額（2千円）を超える部分について、一定の額（概ね個人住民税所得割額の2割）まで所得税と合わせてその全額が控除されます。

### 《お知らせ》

鳥取県では、ふるさと納税制度による寄附金を活用して「鳥取県こども未来基金」を設け、子どもたちの育ちを応援します。

「鳥取県こども未来基金」については、鳥取県教育委員会教育総務課のホームページで紹介しています。

ホームページ：<http://www.pref.tottori.lg.jp/kodomomiraikikin/>

## 非課税（令和5年度適用）

### 1. 均等割と所得割が非課税の人

- 生活保護による生活扶助を受けている人
- 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下の人

### 2. 均等割が非課税の人

- 前年中の合計所得金額が、市町村の条例で定める金額以下の人

### 3. 所得割が非課税の人

- 前年中の総所得金額等が、「35万円×（本人、控除対象配偶者、扶養親族の合計人数）+ 42万円（控除対象配偶者又は扶養親族がある場合に加算）」以下の人

## 申告と納税

申告・納税は、個人の市町村民税と合わせて市町村役場に行い、市町村から県へ払い込まれます。

### 1. 申告

- (1) 申告期限は3月15日です。
- (2) 所得税の確定申告書を提出した場合には、個人の県民税の申告書を提出する必要はありません。この場合には、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄の該当事項は必ず記入する必要があります。
- (3) 給与所得や公的年金等に係る所得のみの方は申告書を提出する必要はありませんが、雑損控除、医療費控除、又は寄附金控除等を受けようとする場合は、期限までに申告書を提出する必要があります。

### 2. 納税

- (1) 給与所得者 ……6月から翌年の5月までの12回に分けて毎月の給料から差し引いて納めることになっています。（特別徴収）
- (2) 公的年金受給者 ……年金が支給される月に年金から差し引いて納めることになっています。（特別徴収）
- (3) 給与所得者 ……市町村から送付される納税通知書によって、一般的には、6月、8月、10月、以外の者 ……翌年の1月の4回に分けて納めることになっています。（普通徴収）

## 税制改正に伴う注意点

### ■住民税の住宅ローン減税について

**所得税から住宅ローン控除額が控除しきれなかった分を住民税（所得割）から控除できます。**

平成21年から令和7年12月31日までに入居されたかたについて、所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額がある場合、住民税（所得割）から控除を受けることができます（入居年等により控除期間、控除限度額が異なります）。詳しくは、お住まいの市町村にお問い合せください。

## この県税についてのお問い合わせ先

この県税についてご相談、お尋ねになりたいことがありましたら、最寄りの県税事務所または県庁税務課までお問い合わせください。

名称	担当	電話番号	FAX番号	所在地
鳥取県東部県税事務所	管理担当	(0857)20-3503	(0857)20-3519	〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176（東部庁舎4階）
鳥取県中部県税事務所	管理担当	(0858)23-3104	(0858)23-3118	〒682-0802 倉吉市東巖城町2（中部総合事務所内1階）
鳥取県西部県税事務所	管理担当	(0859)31-9602	(0859)31-9613	〒683-0054 米子市鞆町一丁目160（西部総合事務所内3階）
				(令和5年10月16日以降) 〒683-0823 米子市加茂町一丁目1（米子市役所内2階）
鳥取県庁税務課	市町村税担当	(0857)26-7060	(0857)26-7087	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220